

会長、副会長の選出について

令和 5 年 12 月 1 日に「参考資料 1 第 9 期北海道青少年健全育成審議会委員名簿」のとおり審議会委員の改選を行った。

今回の審議会は委員改選後、最初に開催する審議会であることから北海道青少年健全育成条例第 49 条第 1 項に基づき会長、副会長の選出を行う。

審議会の会長、副会長の選出は条例同条第 2 項により、委員が互選することとなっているため、事務局の案を示し、委員のみなさまに意見を伺うもの。

○北海道青少年健全育成条例 [抜粋]

第 49 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

【事務局案】

会長	内山委員	本審議会の前会長であり、令和 6 年度 4 月（予定）の審議会統合まで引き続き依頼
副会長	河合委員	本審議会の前副会長であり、令和 6 年度 4 月（予定）の審議会統合まで引き続き依頼

会長、副会長の承認・不承認について、別紙 回答様式の該当する欄に○をつけて下さい。
また、不承認の際には、理由の記載もお願いいたします。

※令和 5 年 8 月 25 日(金)に開催の審議会においてご説明しましたとおり、今後、子ども政策に係る審議会が統合される予定です。

(「資料 5 審議会の見直し等について」をご参照ください。)